

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること。	意義及び目標に関する事項	1.中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3.中心市街地の活性化の目標に記載
	認定の手続	9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2.中心市街地の位置及び区域に記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10.中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11.その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。	目標を達成するために必要な4 から 8 までの事業等が記載されていること	4.から 8.に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3.中心市街地の活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4.から 8.に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4.から 8.に記載